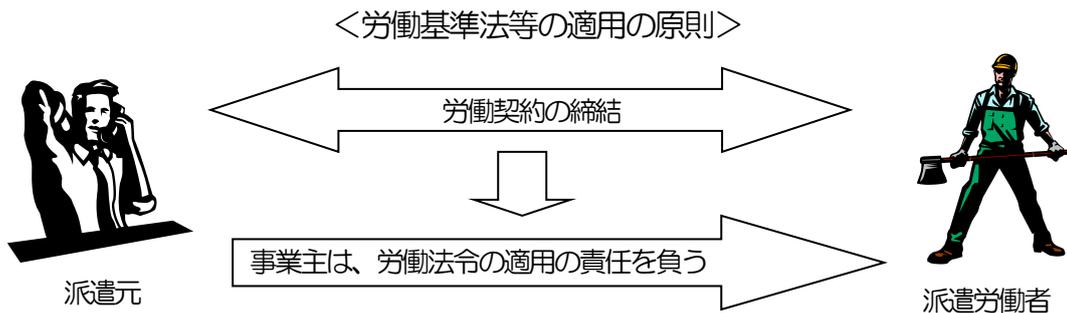


「農業支援外国人適正受入サポート事業」情報 No2

労働者派遣における労働基準法等の適用に関する特例（その1）

労働基準法や労働安全衛生法等の労働関係法令の適用については、原則として労働者と労働契約関係にある事業主が責任を負うこととされています。労働者派遣については、派遣労働者と労働契約を締結するのは派遣業者（派遣元）ですので、派遣労働者と労働契約関係にない派遣先は責任を負わないこととなります。



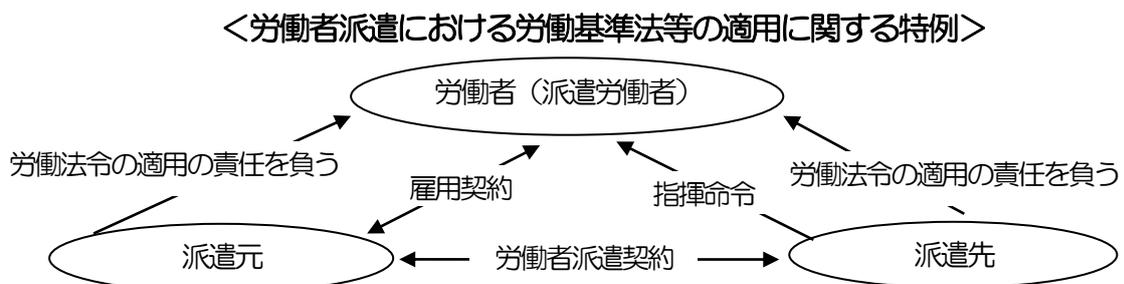
しかし、派遣労働は、法令が前提としている労働関係と異なり、派遣労働者と労働関係に派遣先が業務遂行上の具体的指揮命令を行うため、法令の適用の原則的な考え方では、派遣元に責任を問えない場合がある一方で、派遣先に責任を負わせることが適当な場合もあるなど、派遣労働者の労働条件や安全・衛生を確保する上で保護に欠けることとなります。

このため、派遣法では、労働関係法令の適用について、

- ① 派遣元と派遣先双方を
- ② 派遣先のみを

事業主とみなし、責任を負わせる特例措置を設けています。

このことによって、派遣労働者に対する労働関係法令の適用については、派遣労働者と労働契約関係にある派遣元が責任を負う原則は変わりませんが、派遣先も労働関係法令上の責任を負うことになり、違反すると罰則が適用されることとなります。



2019年1月発行

〔発行所：一般社団法人全国農業会議所／執筆：特定社会保険労務士 入来院 重宏〕